

求職者支援制度の今後のあり方について

I . 求職者支援制度の概要

求職者支援制度の概要

- 平成23年10月、緊急人材育成支援事業(平成23年9月まで)の実施状況を踏まえ、雇用保険を受給できない方々に対する新たなセーフティネットとして、恒久制度として創設。
- 平成26年4月、「施行後3年を目途として」見直すとの規定(附則第13条)を踏まえ、訓練認定要件、職業訓練給付金支給要件等を一部改正。

趣旨・目的

- 雇用保険を受給できない求職者に対し、①訓練を受講する機会を確保するとともに、②一定の場合には、訓練期間中に給付金を支給し、③ハローワークが中心となってきめ細かな就職支援を行うことにより、その早期の就職を支援する→適正な訓練設定と厳しい出席要件、ハローワークへの来所を義務付け

対象者

- 雇用保険の受給終了者、受給資格要件を満たさなかった者、適用がなかった者
 - ・就業経験が無い又は乏しい者(非正規労働者、学卒未就職者・中退者等)
 - ・就業経験に長期のブランクがある者(長期失業者、育児等ブランクのある者) などが具体的な対象

訓練

- 成長分野や地域の求人ニーズを踏まえた地域職業訓練実施計画を策定し、民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を認定。訓練実施機関には、就職実績も加味(実践コースのみ)した奨励金を支給。

給付金

- 訓練受講中、一定の要件を満たす場合に、職業訓練受講給付金(月10万円+交通費(運賃相当額))を支給。不正受給については、不正受給額(3倍額まで)の返還・納付のペナルティ。

訓練受講者に対する就職支援

- ハローワークにおいて訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成。訓練開始前、訓練期間中、訓練修了後と、一貫して支援(指定来所日の設定等)。

求職者支援訓練について①

1. 訓練の種類

○基礎コース（基礎的能力を習得する訓練）－職種・業種横断的な訓練

※職業能力基礎講習(社会人スキルに関する科目)について実践コースの2倍程度の時間数設定

○実践コース（基礎的能力から実践的能力まで一括して習得する訓練）－介護、IT等の分野の訓練

※特定の職種に必要な専門科目を50%以上、うち実技科目を30%以上設定(いずれも総訓練時間対比)

2. 訓練期間等

○訓練期間：3か月以上6か月以下

○訓練時間：原則として5時間以上6時間以下/日 かつ 100時間以上/月

○定員：1コースにつき概ね10人から30人

※訓練の修了には、8割以上の出席が必要

3. 訓練の認定

○厚生労働大臣が認定。(認定事務は(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施)

(職業訓練実施計画で定めた上限値を上回る申請があった場合は、過去の就職実績等が高いものから認定。)

○求職者支援訓練の質の向上を図るため、就職実績が一定の水準以下の場合等は認定しない。

このため、次のような要件を設定。

<訓練内容等に関する要件>

- ・ 求職者支援訓練を認定申請する前3年間において、同程度の期間及び時間の訓練を実施した実績があること。
- ・ 講師は、専門知識等に加え、「担当科目の内容を指導した十分な経験を有すること」も必要であること。
- ・ 習得状況を毎月評価すること、修了評価すること、修了評価を記載したジョブカードを交付すること。
- ・ 求職者支援訓練の受講者の就職実績が著しく悪くないこと。

<就職支援に関する要件>

- ・ 就職支援責任者を配置すること。

求職者支援訓練について②

4. 受講手続き

- ハローワークが、求職者本人の希望や経験を踏まえたキャリア・コンサルティングを実施し、就職に必要な訓練へ誘導して、受講申込を受付(応募書類は求職者本人が訓練機関へ提出)
 - 訓練機関が選考を実施し、結果を受講希望者及びハローワークに通知
 - ハローワークが合格者に対して、訓練の受講を指示
- ※応募者数が定員の半数に満たない場合、訓練機関は選考前に訓練コースの開講を中止することが可能

5. 訓練機関における就職支援措置等

- 訓練期間中に、訓練内容の習得度評価、キャリア・コンサルティング(訓練期間内3回以上)、就職支援(職業相談、求人情報の提供、ジョブ・カード作成支援・交付等)を実施
- 修了者等の就職状況について、報告書を回収し、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構へ提出

6. 訓練機関に対する奨励金

- 奨励金支給単位期間(※)ごとに、受講者1人当たり(奨励金の支払対象期間の出席率8割以上の者に限る。)以下の額を支給(ただし、支給単位期間の日数が28日未満の場合は、日割り金額で支給)

※「支給単位期間」とは、訓練開始日から1ヶ月ごとに区切った期間

基礎コース： 6万円／人月

実践コース： 5万円／人月

さらに、就職実績に応じた単価[2万円又は1万円]を奨励金支給単位期間ごとに、修了者等数に応じて上乘せ

→訓練修了者のうち、特に安定した雇用が実現した(雇用保険被保険者となった)者が

60%以上の訓練	5万円+2万円(=7万円)
35%以上60%未満の訓練	5万円+1万円(=6万円)
35%未満の訓練	5万円+0万円(=5万円)

求職者支援訓練について③

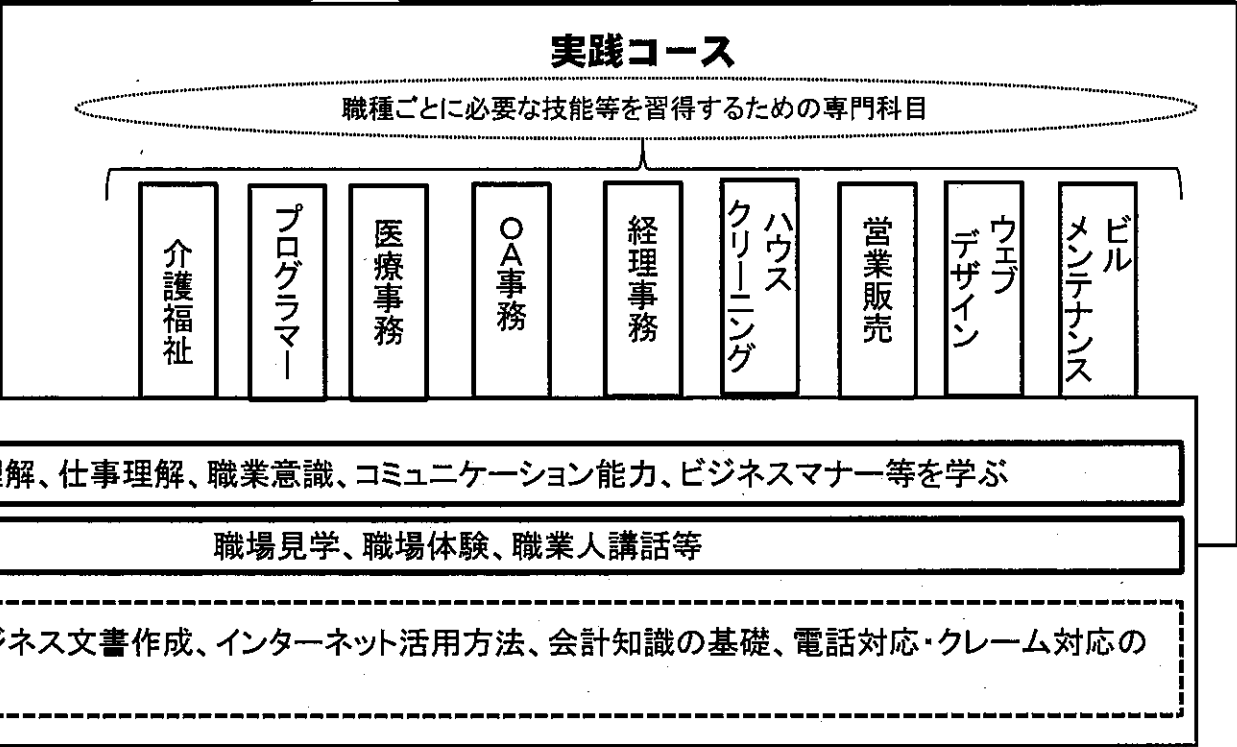
基礎・実践コースの概要

各訓練コースの目的

【 基礎コース 】 (3~6か月)
専ら就職に必要な基礎的能力を習得するための職業訓練
↓
職種横断的に求められる仕事に必要な基礎的な技能等の習得を目指す。

【 実践コース 】 (3~6か月)
基礎的能力から実践的能力まで一括して習得するための職業訓練
↓
基礎的な技能等に加えて、特定の職種に関する実践的な技能等の習得を目指す。

訓練内容のイメージ



求職者支援法施行規則一部改正の概要

1. 認定基準及び認定職業訓練実施奨励金の支給要件の改正(平成26年4月1日施行)職業能力開発分科会

(1) 認定基準の改正について

① 過去に行った認定職業訓練の就職率実績に関する基準

- ・ 就職率の算定対象 : 雇用保険の被保険者となった者及び適用事業の事業主となった者を対象とすることとする。
- ・ 対象区域 : 認定申請する訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域内で行ったものとすることとする。
- ・ 就職率の水準 : 過去3年間で2回以上下回ると不認定とする(基礎コース30%、実践コース35%)。

② 欠格事由

- ・ 重大な不正行為の場合のみを永年の欠格とし、重大な不正行為でない場合は5年間の欠格とすることとする。
- ・ 組織的な関与が認められない不正行為及び不正行為以外の場合は、同一の都道府県の範囲に限ることとする。

(2) 認定職業訓練実施奨励金の支給要件等の改正について

- ・ 基本奨励金について、訓練実施日の一部を欠席した場合に、その日の2分の1以上に相当する部分を受講した日については、2分の1日を受講したものとして出席日数の算定に加え(出席日数に1日未満の端数がある場合には切り捨てた上で)出席率を算定することとする。
- ・ 基本奨励金について、3か月単位又は訓練の全ての期間において出席率が80%未満の受講者でも、1か月単位で80%以上の期間がある場合は、その期間については支給対象とすることとする。
- ・ 付加奨励金について、雇用保険が適用される就職率が35%以上60%未満(従前:40%以上55%未満)の場合に1人につき1万円、60%以上(従前:55%以上)の場合に1人につき2万円をそれぞれ支給することとする。
- ・ 重大な不正行為の場合のみを永年の不支給とし、重大な不正行為でない場合は5年間の不支給とすることとする。
- ・ 組織的な関与が認められない不正行為の場合による不支給は、同一の都道府県の範囲に限ることとする。

2. 職業訓練受講給付金(職業訓練受講手当)の支給要件の改正(平成26年4月1日施行)雇用保険部会

- ・ やむを得ない理由により訓練実施日の一部を欠席した場合に、その日の2分の1以上に相当する部分を受講した日については、2分の1日を受講したものとして出席日数の算定に加え(出席日数に1日未満の端数がある場合には切り捨てた上で)出席率を算定することとする。
- ・ 過去三年以内に偽りその他不正の行為により、失業等給付などの支給を受けたことがないこととしている要件について、職業訓練を受けることを容易にするための給付金であって厚生労働省職業安定局長が定めるものを追加する。

3. その他(平成26年7月1日施行)雇用保険部会

管轄公共職業安定所の取扱いに関し緩和措置を講じる。

Ⅱ. 求職者支援制度の実施状況

平成26年度の実施状況①

平成26年度の受講者数は合計55,003人(基礎:実践≒3:7)。訓練修了者等の就職率(訓練終了3ヶ月後時点)は、基礎コースは51.7%、実践コースは55.9%。

求職者支援訓練受講者数(平成26年4月～平成27年3月)

		受講者数
合計		55,003人
	基礎コース	16,459人
	実践コース	38,544人

※ 学卒未就職者向けの訓練を6コース・受講者52人で実施(内数)。

求職者支援訓練の修了者等の就職状況(訓練終了3か月後時点)

	コース数	受講開始者数	① 修了者等数	② 就職者数	就職率 (②/①)	(参考) 従前の就職率
基礎コース	492	5,710人	5,173人	2,678人	51.7%	83.3%
実践コース	877	10,464人	9,676人	5,414人	55.9%	84.3%

※ 平成26年度中に開始し、平成26年10月末までに終了した訓練コース(平成27年6月23日時点の数値)。

※ 「修了者等数」は、就職理由中退者数と修了者数の合計(基礎コースは、次の訓練を受講中である者又は受講決定した者を除く)。

※ 平成26年度より、就職率は「雇用保険適用就職率」を用いている。

平成26年度の実施状況②

受講者数は、介護福祉、営業・販売・事務、医療事務の順に多い。就職率は、介護福祉で最も高くなっている。

平成26年度求職者支援訓練の分野別就職状況(実践コース)

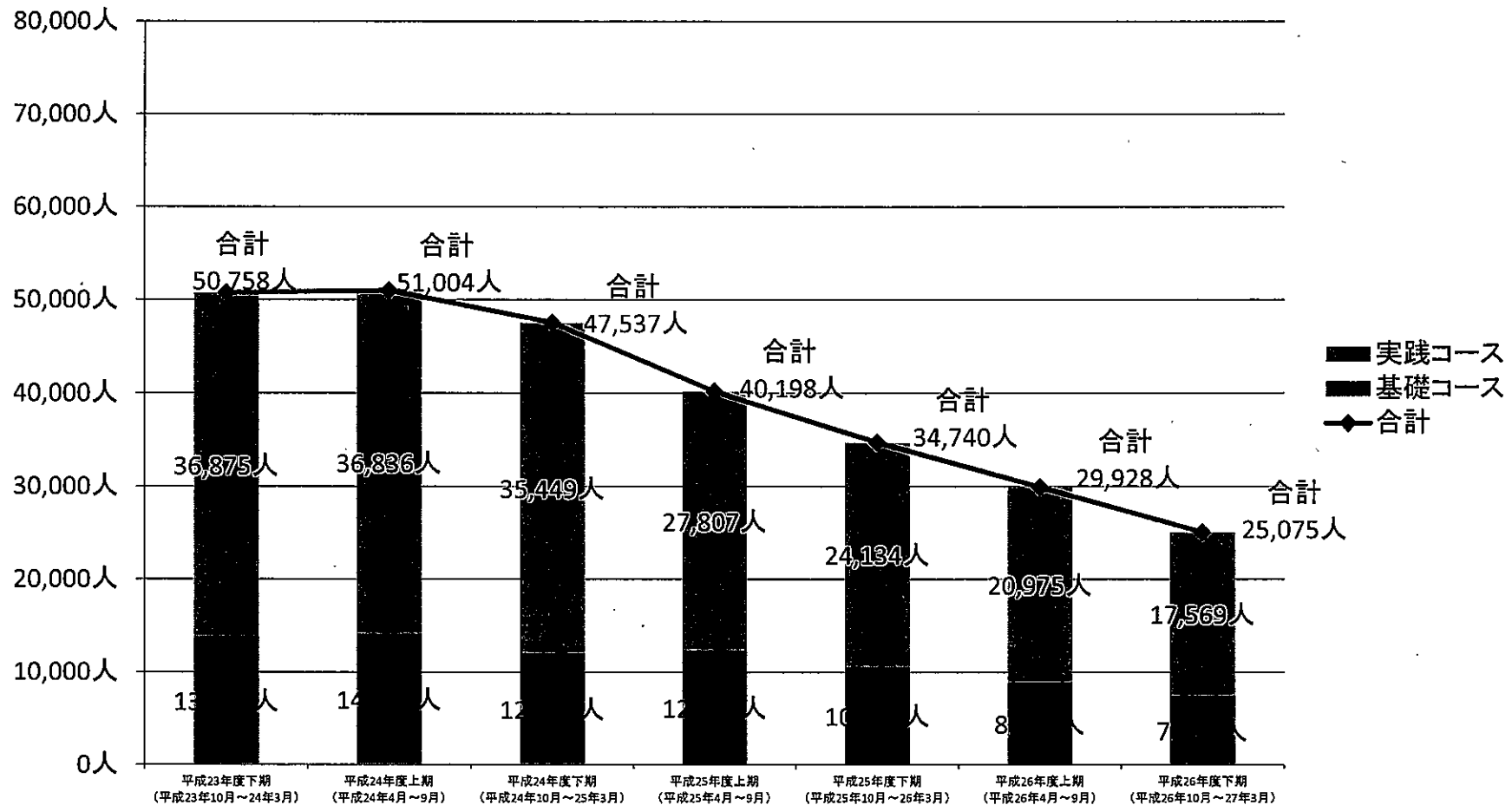
分野	IT	営業・販売・事務	医療事務	介護福祉	デザイン	その他	合計
コース数	35コース	222コース	116コース	233コース	76コース	195コース	877コース
受講者数 (割合)	480人 (4.6%)	2,235人 (21.3%)	1,661人 (15.9%)	2,937人 (28.1%)	920人 (8.8%)	2,231人 (21.3%)	10,464人 (100.0%)
修了者等数	423人	2,057人	1,547人	2,762人	842人	2,045人	9,676人
就職者数	343人	1,621人	1,282人	2,490人	715人	1,709人	8,160人
就職率	51.7%	54.6%	60.4%	67.7%	45.8%	42.9%	55.9%

※ 平成26年度中に開始し、平成26年10月末までに終了した訓練コース(平成27年6月23日時点の数値)。

※「修了者等」は、就職理由中退者数と修了者数の合計。

制度開始以来の実施状況の推移①

雇用情勢の改善傾向が続く中、受講者数は、平成24年度上期をピークに減少が続いており、平成26年度下期には、ピーク時の半分を下回っている。



制度開始以来の実施状況の推移②

受講者数が減少傾向にある一方で、開講率及び開講コースの充足率は徐々に上昇している。

	予算上の定員 (認定上限値)	認定定員	受講者数	開講率 (中止率)	開講コースの 充足率	就職率
23年度 (下半期)	150,000 (187,500)	122,195	50,758	71.8% (28.2%)	56.9%	基礎:73.4% 実践:75.1%
24年度	240,000 (300,000)	213,034	98,541	76.0% (24.0%)	59.7%	基礎:80.6% 実践:79.5%
25年度	139,200 (199,000)	156,094	74,933	79.9% (20.1%)	59.5%	基礎:83.5% 実践:84.5%
26年度	77,000 (118,500)	104,974	55,003	83.0% (17.0%)	62.0%	基礎:51.7% 実践:55.9%(※2)
27年度 (※1)	54,000 (83,080)	12,926	7,948	88.5% (11.5%)	69.9%	—

※1 平成27年6月23日時点の数値。

※2 平成26年度中に開始し、平成26年10月末までに終了した訓練コースの訓練終了3か月後までの就職状況(平成27年6月23日時点の数値)。

(参考)平成25年度までの事業目標 : 就職率[基礎コース]60% [実践コース]70%
 平成26年度の事業目標 : 雇用保険適用就職率[基礎コース]55% [実践コース]60%
 平成27年度の事業目標 : 雇用保険適用就職率[基礎コース]55% [実践コース]60%

新規求職者数の推移

新規求職者数のうち、雇用保険受給者数（一般（パートを含む））及び特定求職者数は、被災3県を含め、全国において対前年比で減少傾向で推移。

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
全国	新規求職者数のうち雇用保険受給者数【一般（パート含む）】	2,064,602	1,959,071	1,766,924	1,622,785
	前年度比	—	▲ 5.1	▲ 9.8	▲ 8.2
	特定求職者数 （新規求職者数のうち雇用保険非受給者数【一般（パートを含む）】から在職者を除く）	3,848,063	3,377,157	3,082,088	2,856,077
	前年度比	—	▲ 12.2	▲ 8.7	▲ 7.3
被災3県	新規求職者数のうち雇用保険受給者数【一般（パート含む）】	127,575	84,469	79,790	72,754
	前年度比	—	▲ 33.8	▲ 5.5	▲ 8.8
	特定求職者数 （新規求職者数のうち雇用保険非受給者数【一般（パートを含む）】から在職者を除く）	212,906	169,364	156,075	145,257
	前年度比	—	▲ 20.5	▲ 7.8	▲ 6.9

(参考)平成26年度公共職業訓練(離職者訓練)の実施状況

施設内訓練では、製造系、サービス系、建設系が多い。委託訓練では、事務系、介護系、情報系が多い。

分野別	受講者数 (合計)	施設内訓練						委託訓練					
		合計		高齢・障害・求職者雇用 支援機構		都道府県		合計		高齢・障害・求職者雇用 支援機構		都道府県	
		受講者数	就職率	受講者数	就職率	受講者数	就職率	受講者数	就職率	受講者数	就職率	受講者数	就職率
農業・林業系	1,358人	706人	77.6%	-	-	706人	77.6%	652人	59.2%	-	-	652人	59.2%
建設系	6,217人	5,958人	83.2%	4,869人	84.9%	1,089人	71.7%	259人	67.3%	26人	100.0%	233人	67.1%
製造系	13,999人	13,719人	86.2%	11,863人	86.8%	1,856人	79.9%	280人	70.2%	5人	-	275人	70.2%
事務系	42,893人	2,196人	66.5%	698人	89.3%	1,498人	54.3%	40,697人	71.8%	128人	91.7%	40,569人	71.8%
情報系	21,754人	735人	60.9%	60人	80.0%	675人	59.8%	21,019人	69.9%	92人	81.6%	20,927人	70.0%
サービス系	18,092人	12,752人	83.3%	10,056人	86.2%	2,696人	70.5%	5,340人	66.8%	144人	100.0%	5,196人	66.7%
介護系	22,901人	1,129人	87.7%	-	-	1,129人	87.7%	21,772人	80.8%	-	-	21,772人	80.8%
その他	6,030人	2,493人	63.2%	2,297人	-	196人	63.2%	3,537人	63.3%	-	-	3,537人	63.3%
総計	133,244人	39,688人	82.9%	29,843人	86.3%	9,845人	71.1%	93,556人	72.5%	395人	86.6%	93,161人	72.5%

【参考】

	施設内訓練	委託訓練
「雇用期間の定めのない就職者数」の「就職者数」に対する割合	77.2%	56.2%
「関連就職者数」の「就職者数」に対する割合	75.0%	69.0%

(注1) 受講者数は、平成26年4月～平成27年3月末。

(注2) 就職率は、施設内訓練は27年2月末まで、委託訓練は27年1月末までに訓練を修了した者の3ヶ月後の就職状況。

(注3) 高齢・障害・求職者雇用支援機構の実施する施設内訓練のうち、「その他」分野は横濱し訓練であり、他の職業訓練を連続して受講するため、受講者数のみ計上。

(注4) 機構の委託訓練は、モデルカリキュラム開発に係る検証事業の実績である。

Ⅲ. 求職者支援制度の見直しの論点(案)

見直しの論点(案)①

【現状と課題】

- 雇用情勢が改善する中で受講者数は減少。求職者は訓練受講よりも早期就職を優先。
- しかし、受講者数の減少は、求職者(雇用保険受給者以外)の減少幅より大きく、特定求職者のニーズへの対応が不十分となっているおそれ。
- 育児等でキャリアを中断した女性への支援、当面の建設人材への対応の観点からも、更なる活用促進が必要。

1. 訓練カリキュラムのあり方について

- 雇用情勢が改善する中で、現行のカリキュラム(訓練科目、訓練期間等)は早期再就職に資するものとなっているか。
- 育児でキャリアを中断した女性等、一定の就業経験を持つ者にとって、現行の訓練カリキュラムは適当か。
- 就業経験が少ない者や、非正規での離転職を繰り返している者にとって、現行の訓練カリキュラム(特に社会人スキルに関する科目)は適当か。
- その他、より就職につながるような方策はないか。

見直しの論点(案)②

2. 女性の活躍促進等について

- 育児でキャリアを中断した女性や母子家庭の母等の能力開発、再就職支援のためには、どのような配慮が必要か。
- (※)公共職業訓練(委託訓練)においては、託児サービス支援付きの訓練コースや、一日の訓練時間数を短く設定した短時間訓練コースを設定している。

3. 人手不足分野における訓練コースの設定について

- 被災地だけでなく、全国的に人手不足感が強い建設分野について、現行の訓練カリキュラムは適当か。
- (※)現在、建設分野で設定されている訓練コースは、被災地で特例として実施している建設機械運転コースを除き、CAD操作、建設デザインに係るもののみ。

4. 訓練実施機関の確保について

- 訓練実施機関の撤退が進み、特に地方部における不足が深刻な状況をどう考えるか。

1. 訓練カリキュラムのあり方について①

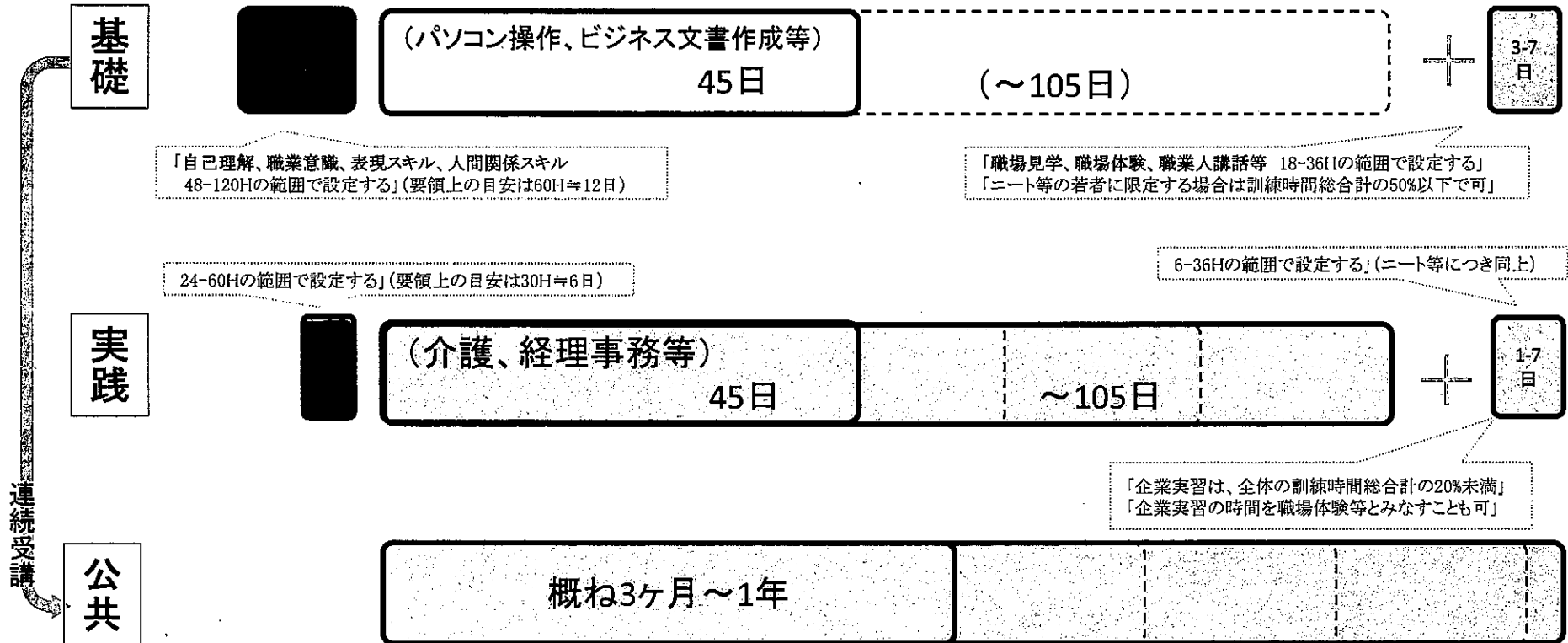
基礎コースは「専ら就職に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を付与」、実践コースは「基礎的な技能等並びに実践的な技能及びこれに関する知識を付与」する訓練として設定。
 基礎コース・実践コースとも社会人スキルの訓練を実施。基礎コースからは、公共訓練への連続受講を認めている。

社会人スキル

職業スキル(学科・実技)

職場体験・企業実習

求職者支援訓練：計3～6ヶ月／1月100時間／1日5～6時間／奨励金単価5～7万円



1. 訓練カリキュラムのあり方について②

基礎コースでは「3ヶ月」が6割（「4ヶ月」と合わせると9割超）を占めるなど、短期間のものが中心。

実践コースでは「4ヶ月」と「6ヶ月」がそれぞれ4分の1を占めるなど、期間の長さにはバラツキ。

	受講者数	平均訓練期間(月)	開講コース数			
全体(26年度)	55,003	3.925	4,828			
基礎コース	16,459	3.503	1,524	3か月	908	59.6%
上期(4月～9月)	8,953	3.514	778	4か月	517	33.9%
下期(10月～3月)	7,506	3.492	746	5か月	47	3.1%
				6か月	52	3.4%
実践コース	38,544	4.120	3,304	3か月	1,353	40.9%
上期(4月～9月)	20,975	4.102	1,704	4か月	882	26.7%
下期(10月～3月)	17,569	4.139	1,600	5か月	229	6.9%
				6か月	808	24.5%
				震災特例	32	1.0%

※ 平成27年6月23日時点のデータから抽出

1. 訓練カリキュラムのあり方について③

雇用情勢の改善とともに、受講者(就職以外の理由による退校者を除く)に占める就職理由退校者の割合は徐々に高まっている。

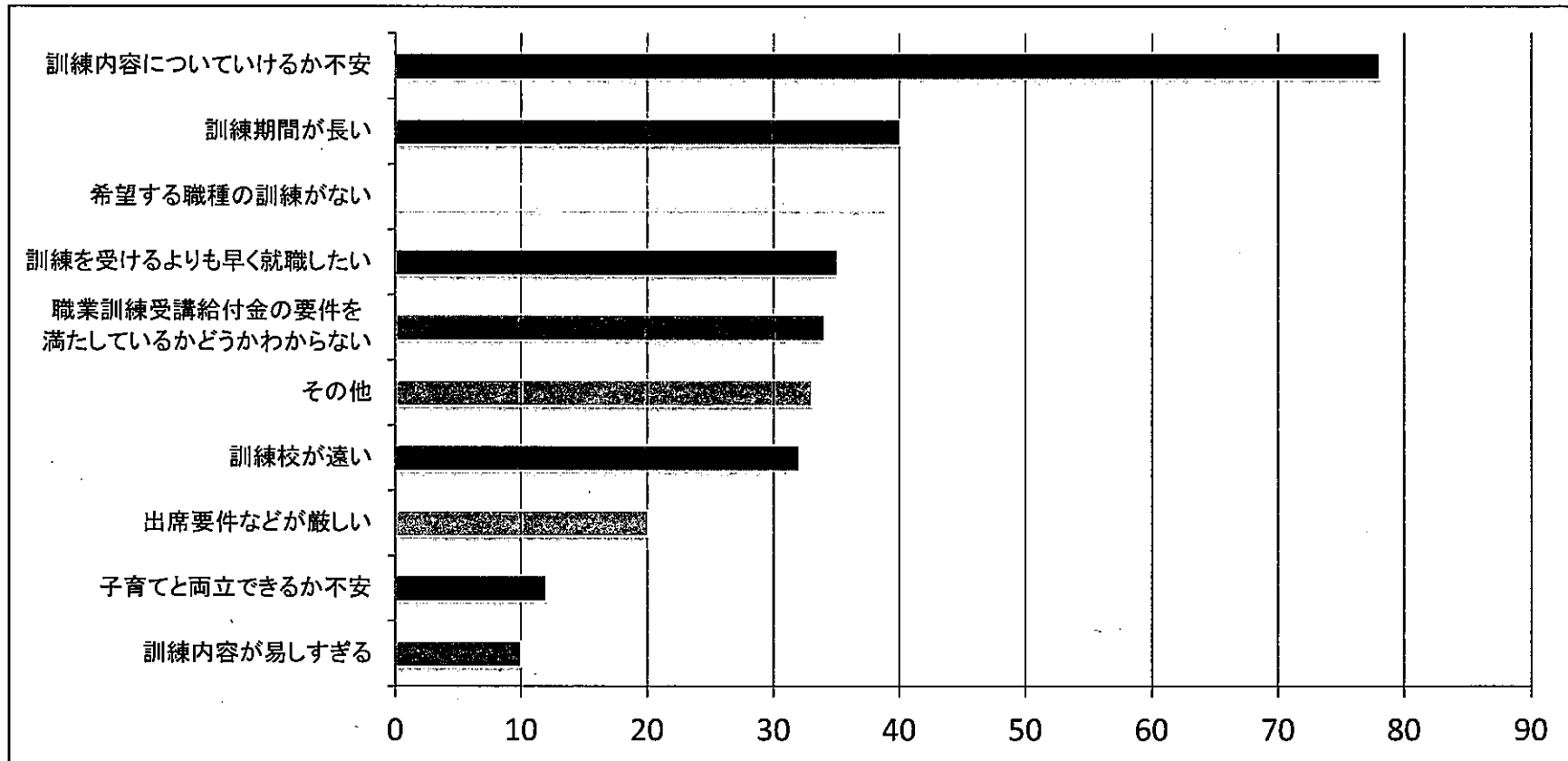
	①就職理由退校者	②受講者(※)	①/②×100
平成23年度下期	862人	12,950人	6.7%
平成24年度上期	3,948人	50,389人	7.8%
平成24年度下期	3,291人	44,716人	7.4%
平成25年度上期	3,394人	43,925人	7.7%
平成25年度下期	2,871人	33,624人	8.5%
平成26年度上期	2,840人	31,476人	9.0%

※中途退校者(就職理由によるもの以外)を除く。

1. 訓練カリキュラムのあり方について④

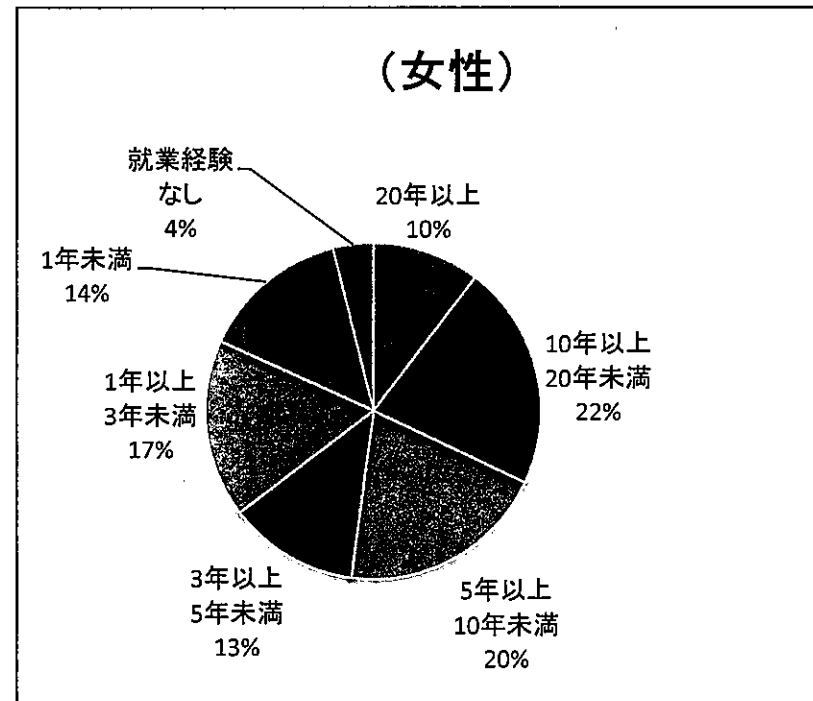
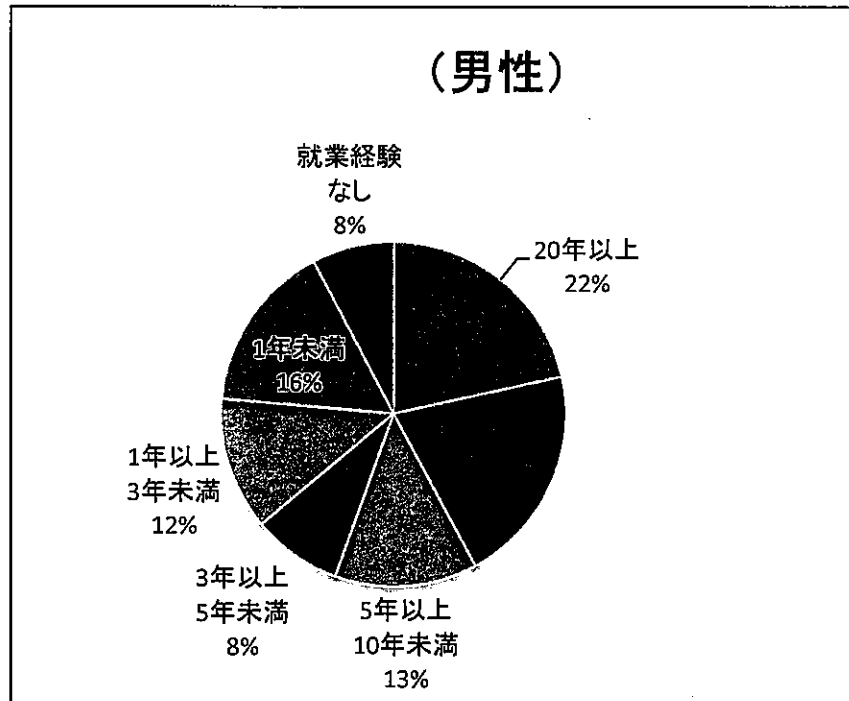
ハローワークの求職者へのアンケート(H27.2実施。回答数415)によれば、受講に踏み切れない理由については、「訓練内容についていけるか不安」を選択した者が最も多く、次いで「訓練期間が長い」、「希望する職種の訓練がない」、「訓練を受けるよりも早く就職したい」と選択する者が多い。

○求職者支援訓練を「検討中」又は「希望しない」と回答した者のうち、受講に踏み切れない理由(複数回答)



1. 訓練カリキュラムのあり方について⑤

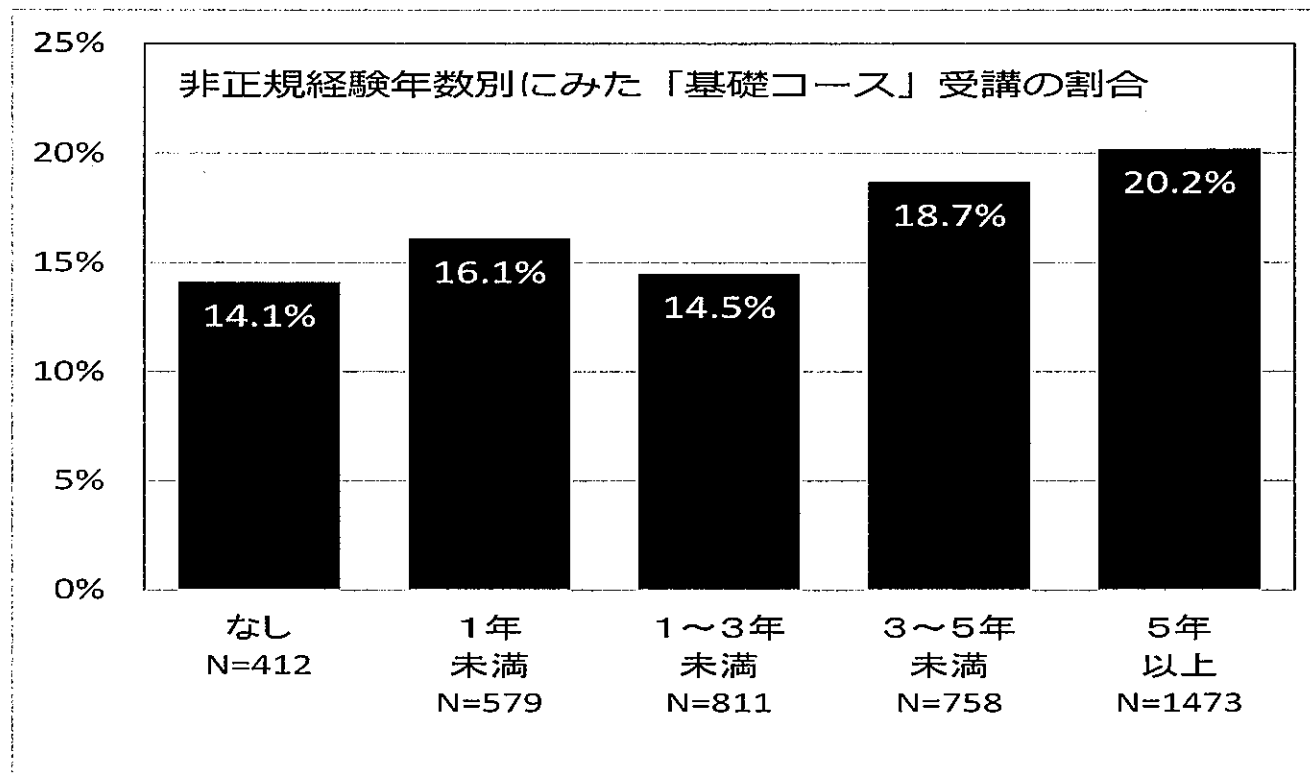
求職者支援訓練受講者の約3分の1は、受講前の通算在職期間が10年以上。
 男性では、20年以上・10年以上20年未満がそれぞれ2割以上。女性では、20年以上が1割、10年以上20年未満が2割となっている。



※ 訓練終了1ヶ月前又は訓練終了後の指定来所者へのアンケート結果(平成27年6月に全国のハローワークで実施。有効回答数2,727)

1. 訓練カリキュラムのあり方について⑥

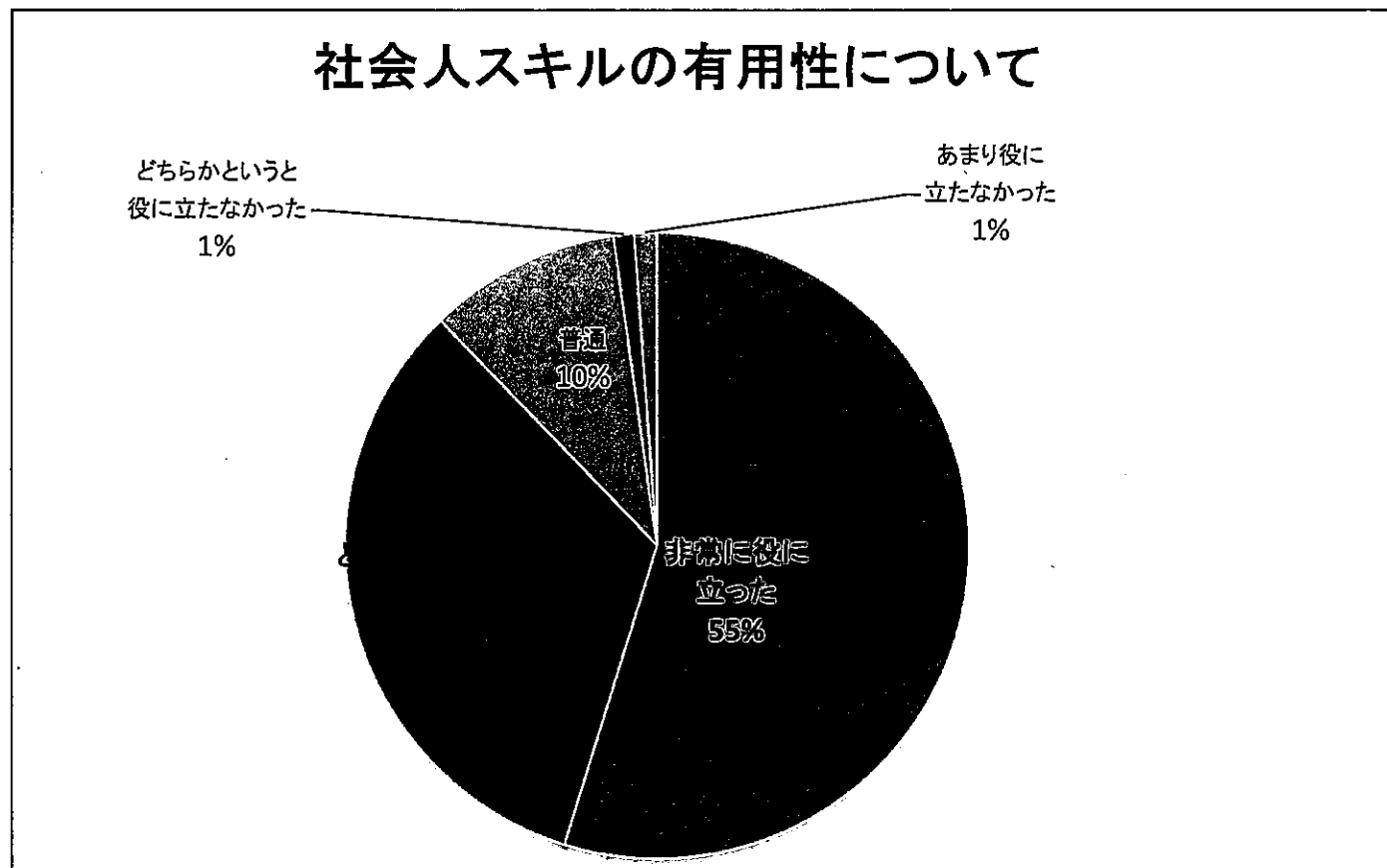
非正規経験年数が長いほど、基礎コースを選択する傾向。



※(独)労働政策研究・研修機構求職者支援制度利用者調査(H24.9開講分)より

1. 訓練カリキュラムのあり方について⑦

求職者支援訓練受講者の約9割が、社会人スキル科目(自己理解、仕事理解、職業意識等)の有用性を認めている。



※ 訓練終了1ヶ月前又は訓練終了後の指定来所者へのアンケート結果(平成27年6月に全国のハローワークで実施。有効回答数2,727)

1. 訓練カリキュラムのあり方について⑧

求職者支援訓練に関するアンケート調査においては、十分な社会人経験を有する者を中心に、社会人スキル科目を不要とする意見が出ている。

社会人スキル科目を不要とする意見

(求職者支援訓練受講者アンケートからの自由記述を抜粋)

- 職業能力講習、スキル科目は不要。(50代女性・長野、20代男性・岡山)
- 職業人講話は不要(20代男性・栃木、30代女性・奈良、40代女性・愛知)
- 職業能力講習はもう少しコンパクトな方がいい(20代女性・宮城、40代女性・広島、50代女性・神奈川)
- ビジネススキルは不要。できて当たり前。(60代女性・福島)
- 社会人歴10年以上の者と若年無業者が同じ説明やプログラムを受けても余計な時間となる。(40代女性・神奈川)
- 4ヶ月ではなく3ヶ月で職業に直結したスキル科目を選択制してほしかった。(50代女性・新潟)

※ 訓練終了1ヶ月前又は訓練終了後の指定来所者へのアンケート結果(平成27年6月に全国のハローワークで実施。有効回答数2,727)

1. 訓練カリキュラムのあり方について⑨

JILPT調査において、求職者支援制度を利用して「もっとこうなればよかったこと」として最も多く寄せられた意見(自由記述)は、「授業内容、カリキュラム、学校に関すること」であり、①授業の内容をより高度化してほしい、②授業の内容をより易しく・基礎的なものにしてほしい、に二極化した。

求職者支援制度を利用して「もっとこうなればよかったこと」(自由記述分析)

1. 「授業内容、カリキュラム、学校に関すること」(14.1%)

(1) 授業の内容をより高度化してほしい

「もう少し専門的な内容でもいいのではないか」

「基本的なことを学ぶことはできたので、もっと応用的なことも学べると良かった」

(2) 授業の内容をより易しく・基礎的なものにしてほしい

「初心者向けの授業があると良かったです」

「初心者にもよく分かるようにペースを考えてもらいたい」

2. 「キャリア・コンサルティング、職業相談、就職支援」(8.2%)

(1) キャリア・コンサルティングの時間・回数を増やしてほしい

(2) ビジネスマナー、面接訓練を強化してほしい

※ JILPT「求職者支援制度利用者調査－訓練前調査・訓練後調査・追跡調査の3時点の縦断調査による検討」求職者支援制度の自由記述結果の分析

1. 訓練カリキュラムのあり方について⑩

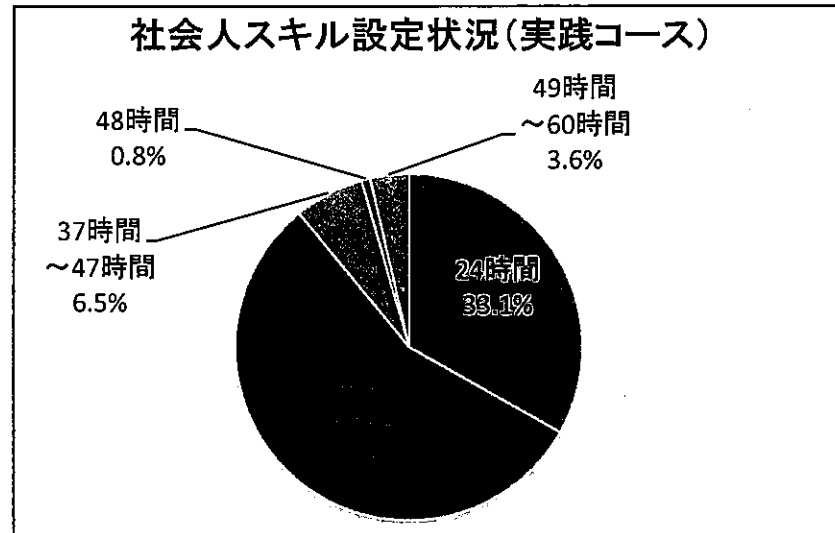
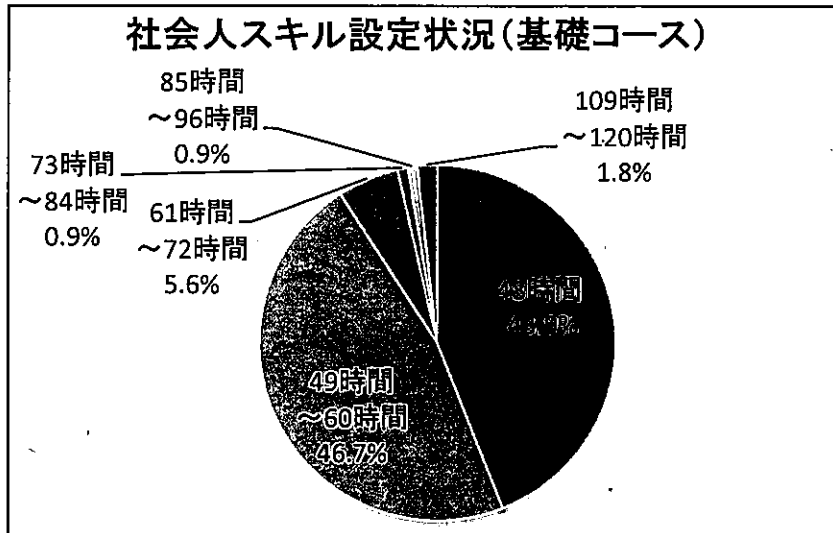
対事業所アンケート・ヒアリングでは、求職者支援制度に関して、社会人基礎力の充実を求める意見が非常に多い結果となっている(各都道府県労働局が独自に実施)。

- 離職者訓練の訓練ニーズをみると、求人者側のニーズは、会社人としてのビジネスマナーが高い。(神奈川労働局)
- ハローワークの求職者には、基礎的な「人間力」が十分でないため、紹介を受けても何度も不採用となる求職者がおり、事業主が求める技能・知識は一定程度必要とは思われるものの、短期の訓練受講や集団生活等を通じて、いかに他者とのコミュニケーション力、規範意識、職業意識などの「人間力」を付与するかが課題と思われる。(京都労働局)
- ※ 全国職業安定部長等会議分科会(平成27年7月13日)における労働局からの要望等

- 求人事業者に対し、求職者に求める能力についてアンケートを実施したところ、「仕事への意欲・積極性」「コミュニケーション力」が高い割合を占め、人物重視の選考傾向が表れた。(千葉労働局)
- 会計・税務関係の求人事業者に対して行った「訓練実施機関に求めたいカリキュラム」ヒアリングにおいて、ビジネスマナーが最も多かった。また、保育関係の求人事業者に対して行った同様の調査においても、ビジネスマナーが最も多かった。(東京労働局)
- 求人事業者に対して「採用するにあたって重視するポイント」についてアンケートを行ったところ、「マナー・常識」、「仕事への熱意・情熱」及び「コミュニケーション能力」などの社会人としての基礎的なスキルを重視する意見が多く見られ、「実務経験」、「資格」及び「技能・技術」などの実践的な能力を重視する意見を上回る結果となった。(福岡労働局)
- ※ 全国地方訓練受講者支援課(室)長会議(平成27年5月12・13日)における労働局からの要望等

1. 訓練カリキュラムのあり方について⑪

現行の求職者支援訓練では、社会人スキルの科目は、基礎コースでは60時間以下、実践コースでは36時間以下で設定するコースが大部分。



※ 平成27年4月に開講された訓練コース(基礎107コース、実践244コース)。

科目	具体的内容	設定すべき訓練時間数	
		基礎コース	実践コース
社会人スキル	自己理解、仕事理解、職業意識、職場内コミュニケーション、聴き方・話し方、ビジネスマナー等	48~120時間	24~60時間
職場体験等	訓練科の修了後に就職を想定する職種等の職場見学や職場体験、当該職種従事者等による職業人講話	18~36時間	6~36時間

1. 訓練カリキュラムのあり方について⑫

現行の基礎コースは、ほとんどが社会人スキルとパソコン操作、ビジネス文書作成等の組み合わせであるが、短期(1~2ヶ月)で取得可能な技能・資格には、介護(初任者研修)、技能講習(フォークリフト等)、警備、ビルクリーニング等がある。

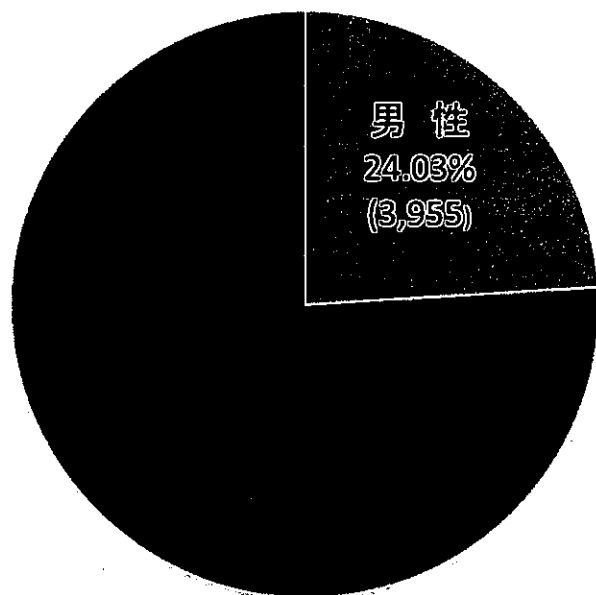
取得できる 資格の例	<ul style="list-style-type: none">○介護職員初任者(130時間)○技能講習(フォークリフト、玉掛け、小規模ボイラー等)(各コース20時間程度~)○販売士(3級)○簿記(3級)○MOS(一般)(ワード、エクセル、パワーポイント、アクセス、アウトLOOK)
-----------------------	---

※ その他取得できる技能として、調理補助、警備業務、ビルクリーニング、ビル設備管理等がある。

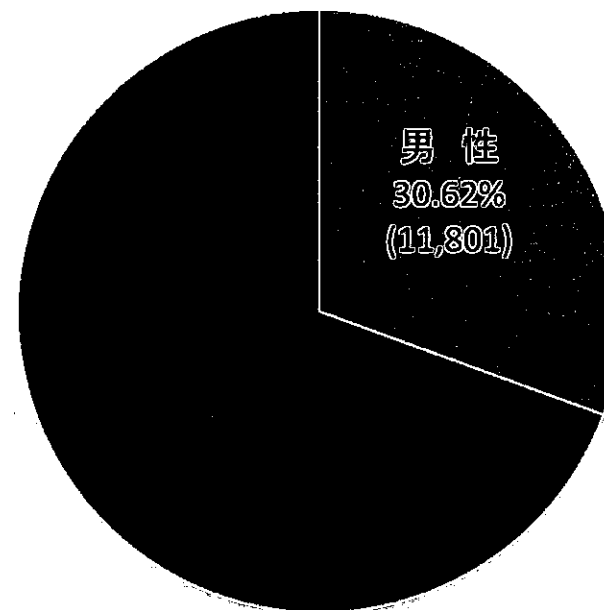
2. 女性の活躍促進等①

求職者支援訓練の受講者は女性が大部分を占める(基礎コースでは75%超、実践コースでも約7割)。

基礎コース



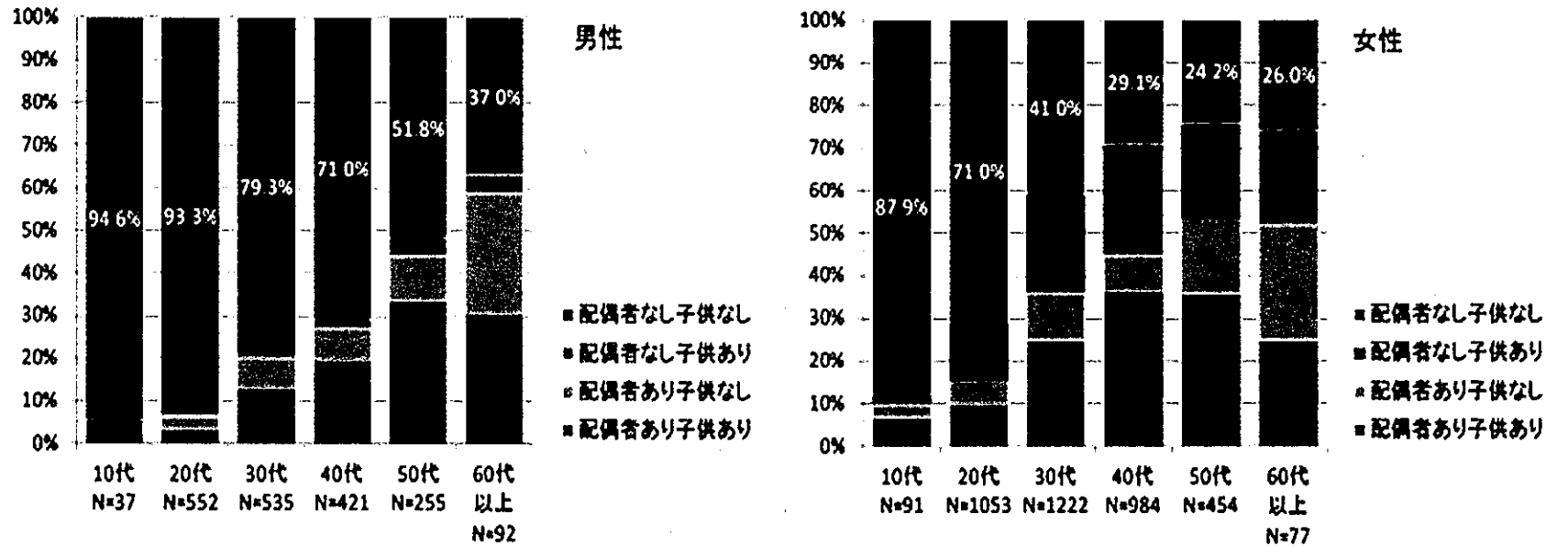
実践コース



※平成26年4月～27年3月開講コースの受講者(55,003人)についての分析。

2. 女性の活躍促進等について②

求職者支援訓練受講者のうち、女性では、30歳代以降の「シングルマザー」割合が2割以上。男性では独身者の割合が高い。



※(独)労働政策研究・研修機構求職者支援制度利用者調査(H24.9開講分)より

2. 女性の活躍促進等について③

公共職業訓練(委託訓練)では、訓練施設内の託児施設を活用し、又は周辺託児施設と提携し、受講者のニーズに応じた託児サービスを提供する場合に、託児サービスに係る委託費をあわせて支給。【1ヶ月当たり上限66,000円を付加】

託児サービス付加委託訓練の概要

【対象者】
原則として就学前の児童を扶養し、
訓練受講に当たって託児サービスが
必要な者



民間教育訓練機関等

(受講料・託児サービスは無料)

標準3ヶ月

座 学

就
職

国

委託費
10/10

都道
府県

委託費
1人66,000円/月

託児サービスの提供

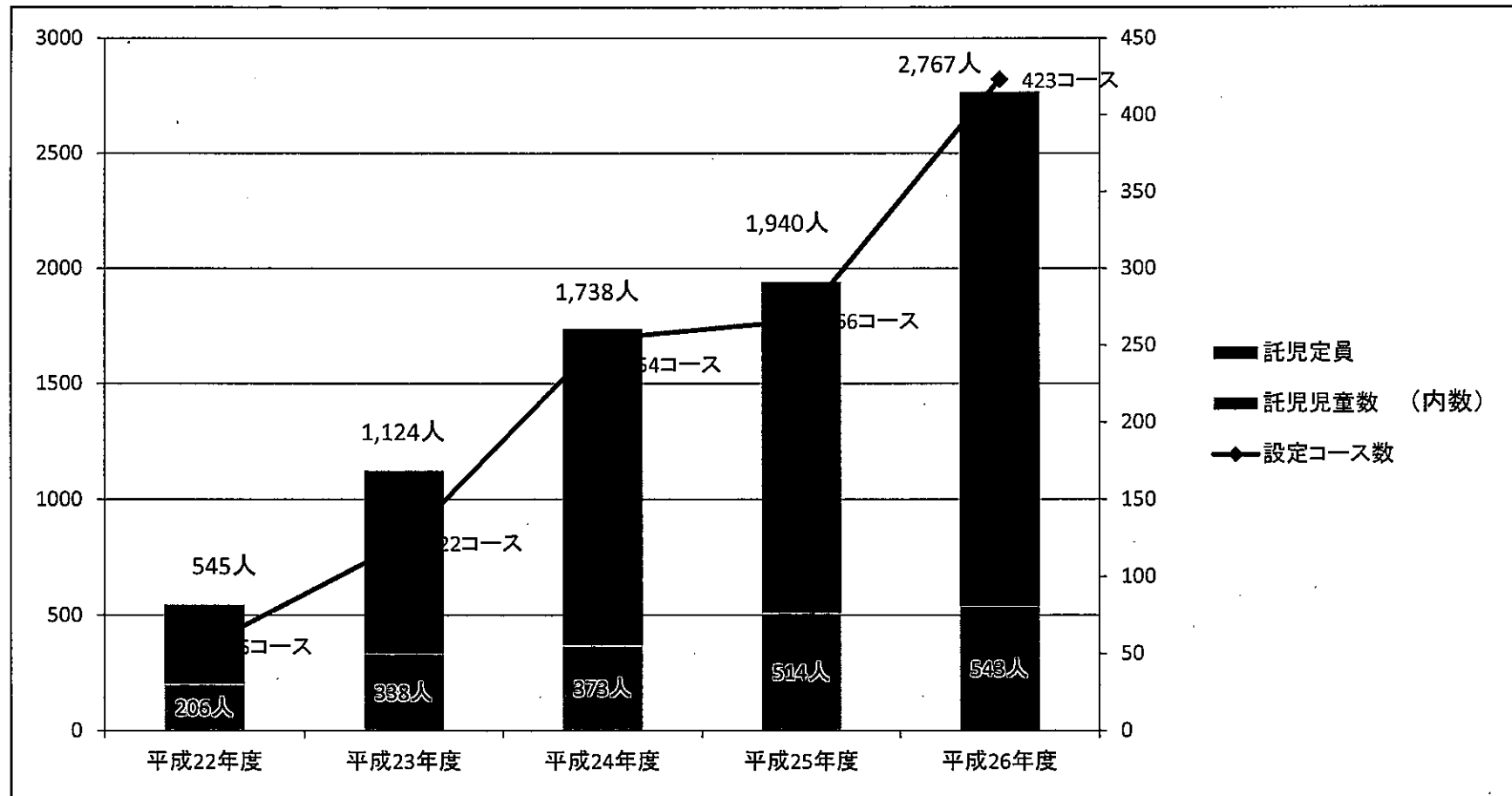
施設内託児施設

提携周辺託児施設

2. 女性の活躍促進等について④

公共職業訓練(委託訓練)における託児サービス付き訓練は、制度創設以降、順調に利用数を伸ばしている(初年度の平成21年度は集計無し)。

なお、公共職業訓練(施設内)も、平成27年度より、同サービスを開始。

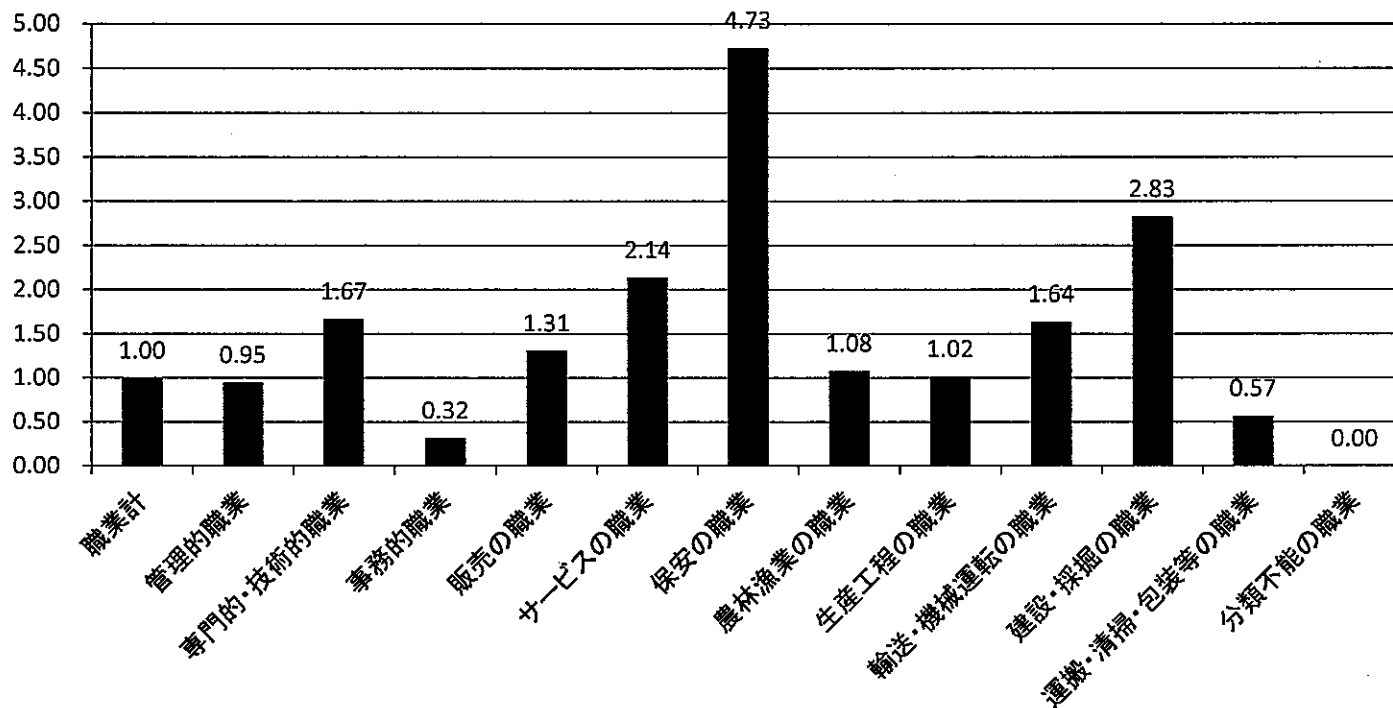


※ 平成26年度は、速報値。

3. 人手不足分野における訓練コースの設定について①

職種・業種別の有効求人倍率(平成26年度)をみると、①保安、②建設等、③サービス等の職種で高くなっている。「保安」には、建設現場交通誘導員、交通誘導員、道路工事現場交通誘導員が含まれている。「サービス」には、「介護サービスの職業」が含まれている。

職業別有効求人倍率(パート含む常用)



※ 平成26年度職種別有効求人倍率

3. 人手不足分野における訓練コースの設定について②

東日本大震災特例措置として、復旧・復興事業に必要な整地作業等に必要な人材(車両系建設機械運転手)を育成するための訓練の実施を奨励(平成28年3月31日まで)

災害復旧に必要な人材育成のための震災対策特別訓練コースの設定に係る特例措置
(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県)

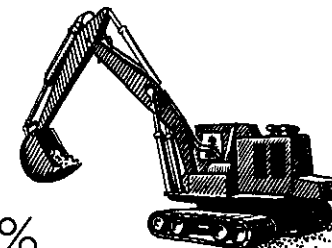
- 訓練内容 車両系建設機械運転、小型移動式クレーン、玉掛け、フォークリフトの技能講習等
- 訓練期間 10日~1ヶ月以内
- 訓練奨励金 12万円/人

(参考) 震災対策特別訓練コース実績

平成23年度 (23.10-24.3)	受講者数 224人、就職率 62.7%
平成24年度	受講者数 360人、就職率 60.2%
平成25年度	受講者数 406人、就職率 59.1%
平成26年度	受講者数 219人、就職率 45.4% (注)

(注) 平成26年度以降は、雇用保険が適用される就職を対象とした就職率に把握方法を変更。

平成26年度中に開始し、平成26年10月末までに終了した訓練コースの訓練終了3か月後までの就職状況(平成27年6月23日時点の数値)。



3. 人手不足分野における訓練コースの設定について③

東日本大震災を受けて、岩手県において特例的に実施した「総合オペレーション科」では、高い就職実績。

訓練単価は、一人一月当たり約10万円。

年度	訓練単価(円)	就職実績(%)
平成23年度	95,689円	68.6%
平成24年度	92,985円	74.1%
平成25年度	117,172円	73.8%

※ 本訓練は、東日本大震災で被災した離職者に対する機動的な職業訓練として、岩手県と厚生労働省との個別協議により特例的に設定したもの。平成23年度より実施している。

※ 総合オペレーション科とは、建設機械運転に、社会人スキル、PCスキル及び企業実習等を組み合わせた3ヶ月間の訓練。

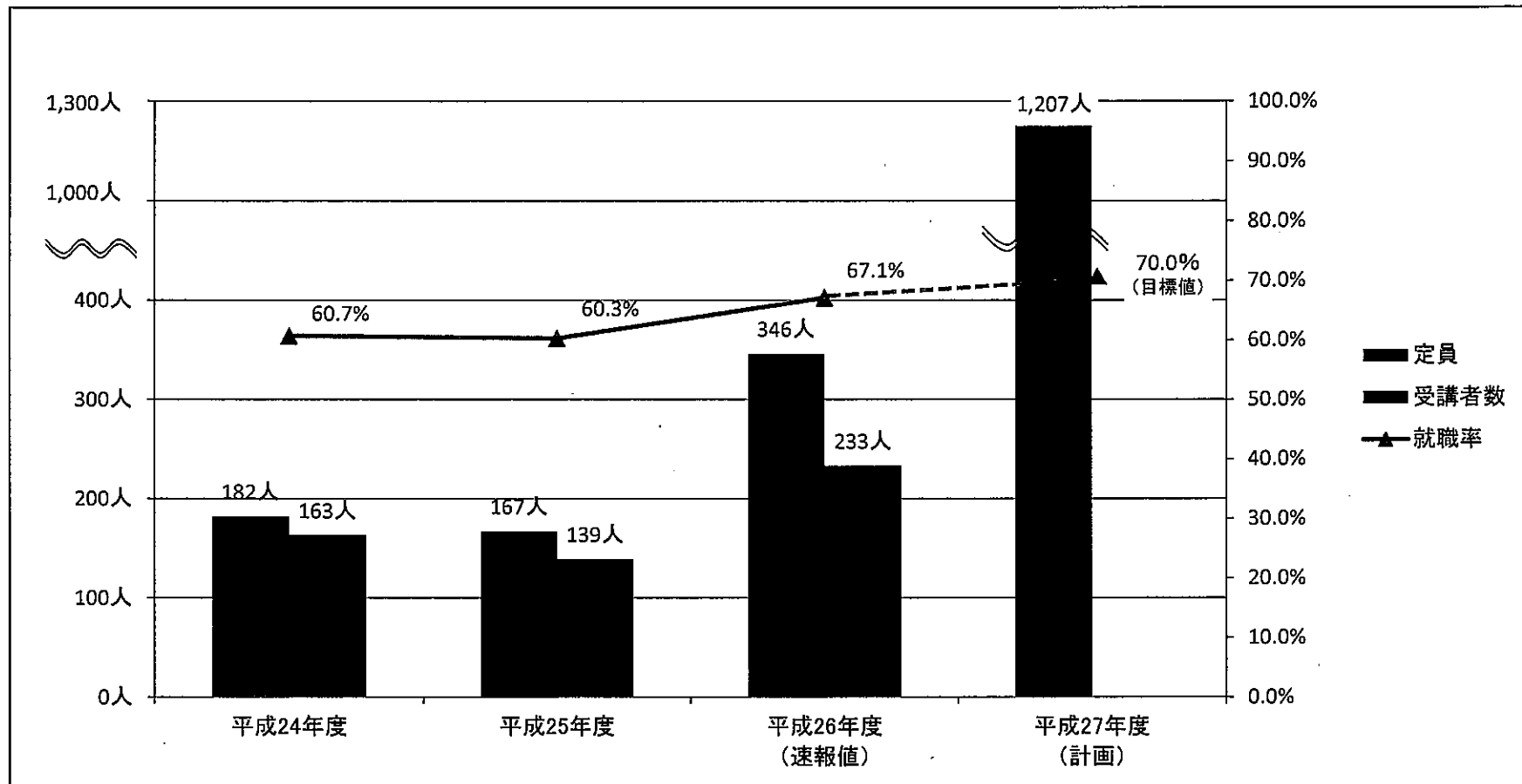
岩手県：総合オペレーション科の訓練カリキュラム

学科(計121時間)	実技(計205時間)
<ul style="list-style-type: none"> ・PC関連(6時間) ・関連法規・安全衛生(55時間) ・接遇、就職ガイダンス等(60時間) 	<ul style="list-style-type: none"> ・車両系建設機械(96時間) ・クレーン、玉掛け(97時間) ・PC関連(72時間)

※ 平成26年度実績は、平成27年10月頃確定。

3. 人手不足分野における訓練コースの設定について④

公共職業訓練(委託訓練)の建設分野において、委託費単価を引き上げた建設人材育成コースを新設し、平成27年度は、計画段階で大幅増。



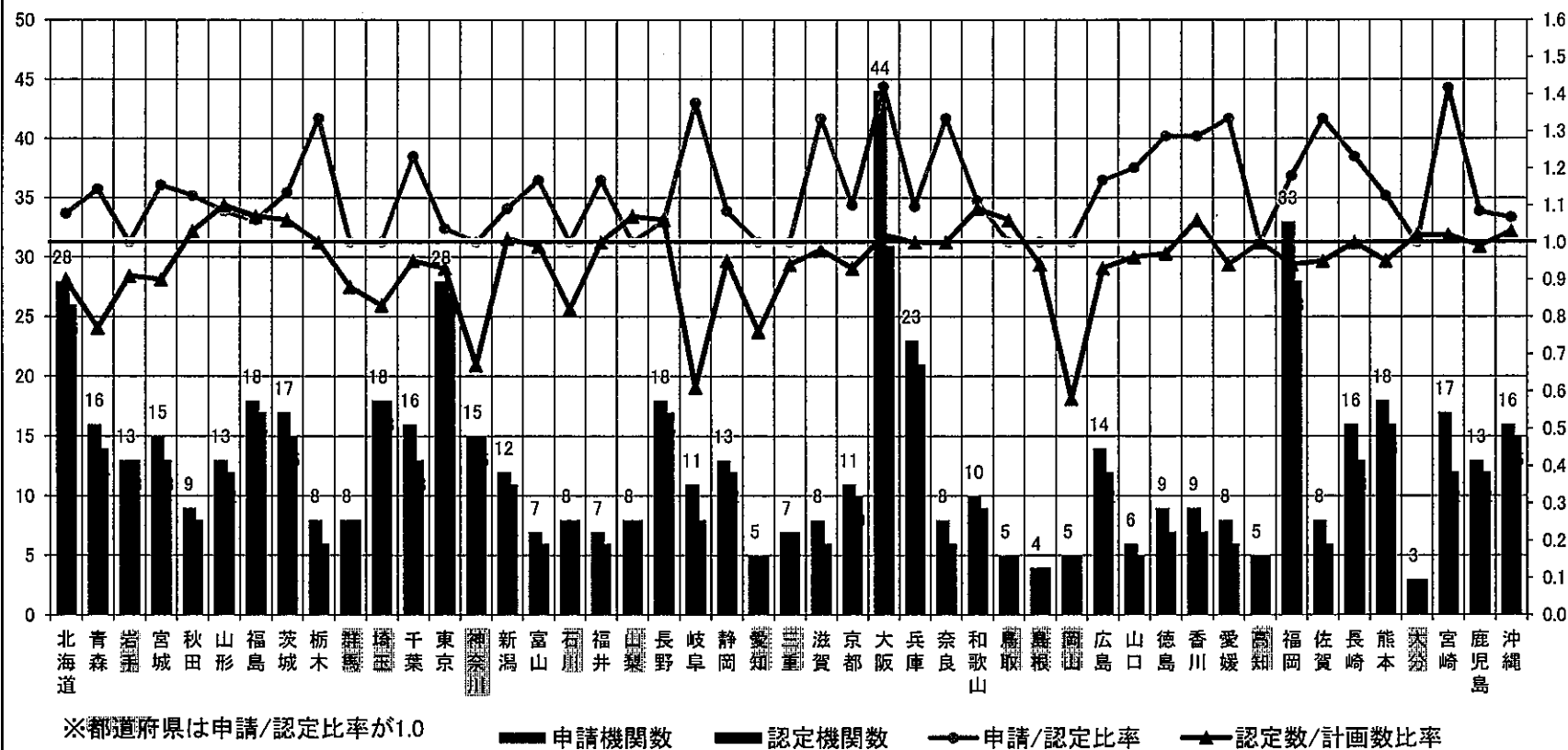
※ 平成26年度は、コース数及び受講者数は平成27年3月末までに開講したコースの実績。就職率は、平成27年1月末までに終了した者の3ヶ月後の実績。

※ 平成27年度は、年度当初の計画に基づくコース数、定員数。

4. 訓練実施機関の確保について①(基礎)

訓練実施施設の撤退が相次いでいる(H25末:1,475→H26末:1,130(△23.4%))。平成26年度開講の基礎コースのうち、申請/認定比率が1.0倍(競争がない状態)となっているのは13県。認定数が計画数を下回っているのは27都道府県。特に地方部において、訓練実施機関の不足が深刻である。

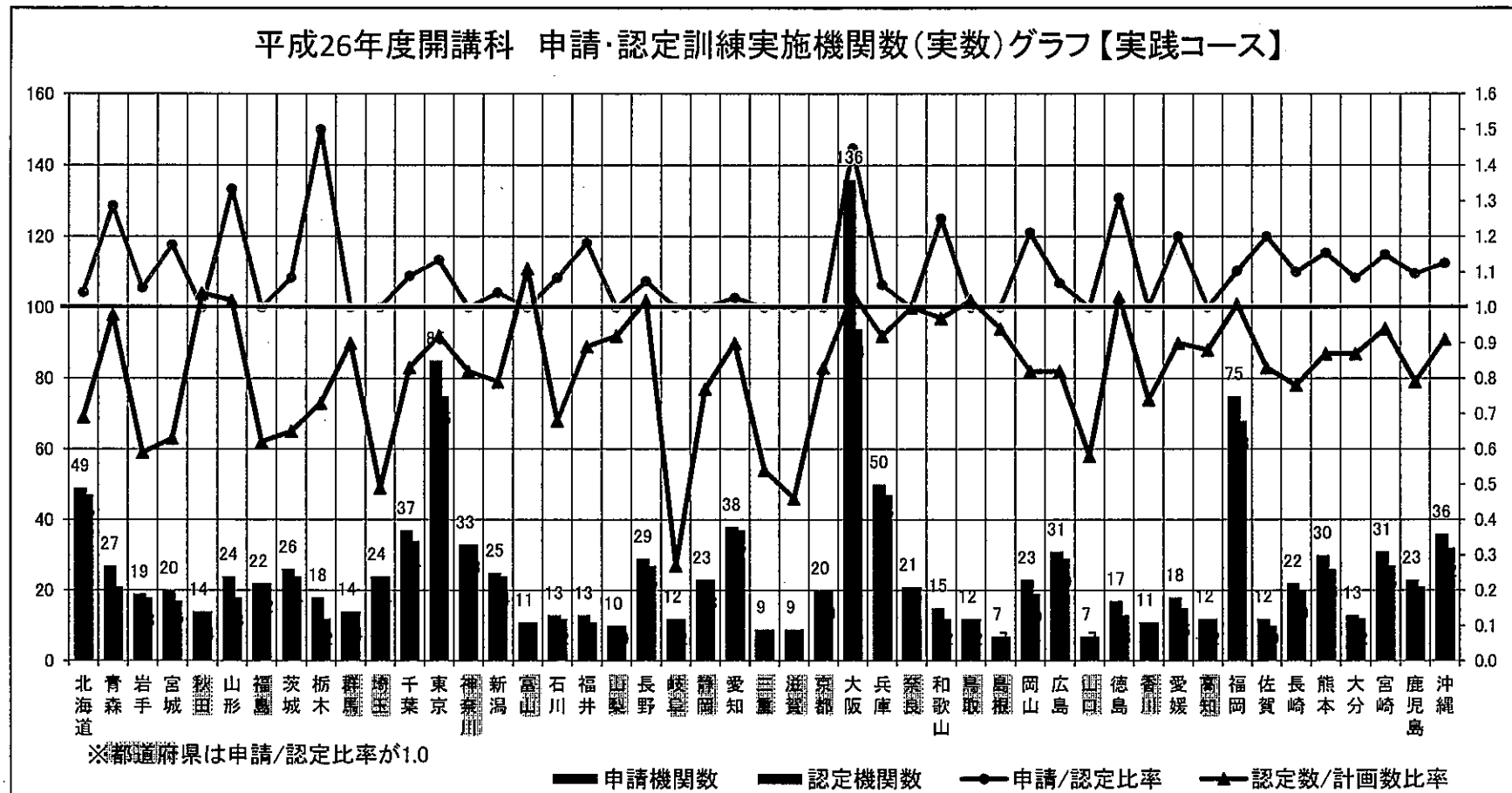
平成26年度開講科 申請・認定訓練実施機関数(実数)グラフ【基礎コース】



※「認定充足率」については、中止コースの繰り越しがあるため、1.0倍を超える場合がある。

4. 訓練実施機関の確保について②(実践)

平成26年度開講の実践コースのうち、申請/認定比率が1.0倍(競争がない状態)となっているのは18府県。認定数が計画数を下回っているのは38都道府県。0.5を下回る県もあるなど、特に地方部において、訓練実施機関の不足が深刻である。

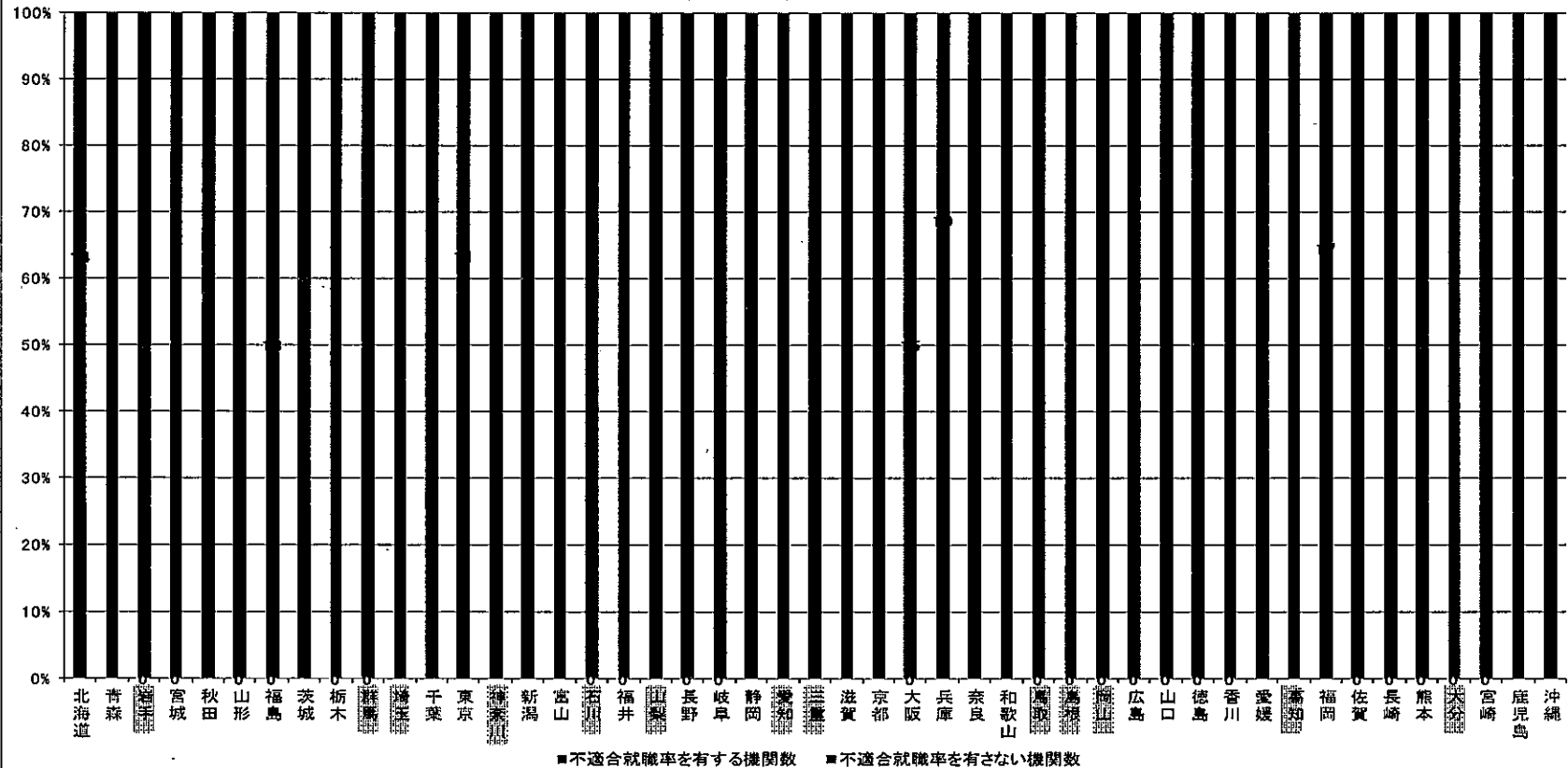


※「認定充足率」については、中止コースの繰り越しがあるため、1.0倍を超える場合がある。

4. 訓練実施機関の確保について③(基礎)

雇用保険適用就職率の適用開始(H26.4.1)以降、就職率が確定した約4ヶ月分についてみると、基礎コースでは、雇用保険適用就職率が30%未満(1回・システム把握)となる施設を有する都道府県が半数以上(平成26年4月の適用開始以来、基準未満2回で永年欠格となったのは全国で2施設)。

不適合就職率の訓練科を有する訓練実施機関(実数)の割合【基礎コース】
(労働局等確認日H27.6.8まで)



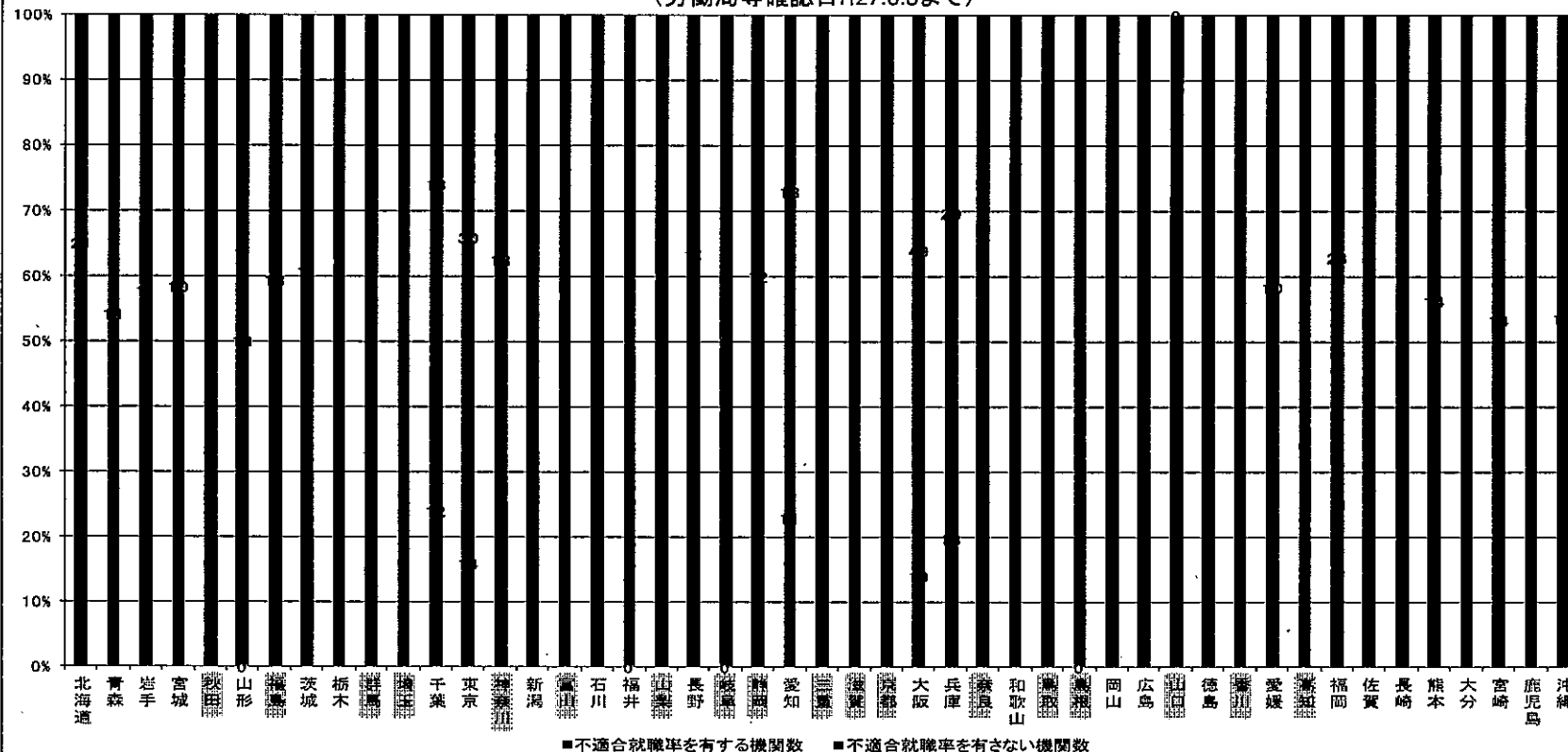
※都道府県は申請/認定比率が1.0

※都道府県は申請機関数から不適合就職率を有する機関数を除いた数値が認定機関数を下回る(申請/認定比率が1.0の都道府県を除く。)

4. 訓練実施機関の確保について④(実践)

雇用保険適用就職率の適用開始(H26.4.1)以降、就職率が確定した約4ヶ月分についてみると、実践コースでは、雇用保険適用就職率が35%未満(1回・システム把握)となる施設を有する都道府県が大部分(山口県では全施設が該当)(平成26年4月の適用開始以来、基準未満2回で永年欠格となったのは全国で3施設)。

不適合就職率の訓練科を有する訓練実施機関(実数)の割合【実践コース】
(労働局等確認日H27.6.8まで)



※都道府県は申請/認定比率が1.0

※都道府県は申請機関数から不適合就職率を有する機関数を除いた数値が認定機関数を下回る(申請/認定比率が1.0の都道府県を除く。)